

駐車違反金未納車両の車検拒否制度の法制化に関する経過報告

標記、駐車違反に係る違反金未納自動車に対し、継続検査等の受検を拒否する制度が、平成16年6月、道路交通法一部改正の法制化を経て、平成18年6月よりスタート致します。現在、これに伴う整備業界の対応として、県警本部並びに運輸支局等の関係機関とスムースな実施に向けた協議・調整を進めているところであります。

この協議等は、会員負担の軽減を目的に今後とも継続して議論を積み重ね、業界要望も踏まえ正確な情報提供と適正な周知啓蒙に努めて参ります。

具体的には、年内に実施に向けた課題や問題点の取り纏め、また、年度末までには全会員へ周知のための説明会等を開催することとしていますので、ご承知下さるようお願い致します。

なお、先般の県警との協議にて、法制化に伴う円滑な対応や自動車ユーザーへの適切な広報周知等について強化要望を致しました。また、駐車違反に係る違反金未納自動車に対する車検拒否に関し、適切な諸対応をされるよう「平成18年度の県施策及び予算編成に対する要望事項」を提出したところであります。今後とも関係機関との連携進捗状況は逐次情報提供致しますので、ご理解ご協力を願い致します。

【この問題に関する日整連をはじめとする対応状況と経緯は次のとおりです。】

1. 平成15年9月⇒違法駐車使用者責任の拡充調査の実施・・・75%が賛成（警察庁違法駐車問題懇談会：違法駐車に係る制度改革の方向について）
2. 平成15年12月⇒日整連、反則金未納車の継続検査拒否制度に関する要望書提出・・・（反対要望）
3. 平成16年2月⇒警察庁より日整連会長宛に車検拒否制度導入協力依頼文が出される。
4. 平成16年3月⇒日整連、反則金未納車の継続検査拒否制度導入の要望書を再提出・・・（事業者負担軽減の観点から要望）
5. 平成16年4月⇒道路交通法一部改正案が閣議決定
6. 平成16年6月⇒道路交通法一部改正「駐車違反未納車車検拒否制度2年以内に施行」

石綿障害予防規則に基づく措置の遵守徹底に係る協力依頼について

厚生労働省から日整連に対し改めて労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく措置の徹底を図る旨の通知が別紙の通りありました。

つきましては、今後、整備業界の石綿による健康被害の拡大を防止するためにも従業員、元従業員及び退職者に石綿障害予防規則に基づく石綿に係る特殊健康診断を実施し、その結果を所轄の労働基準監督署に提出するようよろしくお願いします。

なお、山梨県においては、労災認定者は現在のところ発生しておりません。

基安発第0930001号
平成17年9月30日

(社)日本自動車整備振興会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
労働衛生部長

石綿障害予防規則に基づく措置の遵守徹底に係る協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、石綿による健康被害の拡大を防止するため、厚生労働省におきましては、事業者に対して石綿障害予防規則に基づく措置の遵守の徹底を図っているところですが、先般、緊急的な対応として石綿含有製品を製造し又は取扱っていると考えられる事業場に対して監督指導等を実施した結果、石綿に係る特殊健康診断が適正に行われていない、保護具の備付け及び使用が適正に行われていないなど、法令が遵守されていない例が見られることから、改めて労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく措置の徹底を図ることと致しました。

①下記に掲げる石綿の取扱い等の作業を過去に行っていた事業場においては、当該作業に従事したことのある労働者に対して、石綿障害予防規則に基づき健康診断を確実に実施し、その結果を労働基準監督署へ報告すること

②現在も下記に掲げる石綿取扱い等の作業を行っている事業場においては、健康診断の実施・報告とともに、石綿障害予防規則に基づく各種措置を確実に実施することについて、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対して周知徹底を図っていただきますよう、御協力をお願い致します。

また、厚生労働省においては、石綿の取扱い等の作業に従事し、すでに退職した方についても石綿に係る健康診断を実施していただくよう、事業者に対して要請を行っているところですが、改めて、関係団体、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対して周知等を図っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

石綿取扱い等の作業として、健康診断を含め石綿障害予防規則に基づく措置が必要とされる作業としては、次のような作業が該当します。

なお、これに含まれない作業であっても、石綿又は石綿をその重量の1%を超えて含有するものを発じんのおそれのある状態で製造し、又は取扱う作業であれば石綿障害予防規則に基づく措置が必要となります。

1. 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
2. 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
3. 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿系、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は、電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
4. 石綿の吹付け作業
5. 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
6. 石綿製品の切断等の加工作業
7. 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
8. 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
9. 石綿を含有する蛇紋岩等の鉱物の粉碎作業

車検整備料金、作業内容等に関する望ましい表示について —景品表示上の考え方について—

(社)自動車公正取引協議会主催による「最近における独占禁止政策の動向に関する研修会」が全国各地で開催されており、関東甲信越については、去る10月5日(水)八重洲富士屋ホテルに於いて開催されました。研修会のなかで車検整備の表示実態調査を中心とした景品表示法(※)上の考え方を整理した整備料金、作業内容に関する表示について例示されましたので紹介致します。

なお、日整連では周知を図るための対応策を今年度中に示す予定です。

※景品表示法の目的

過大な景品及び不当な表示を禁止することにより、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護すること。

(1) 料金に関する表示

【誤認されるおそれのある表示】…一般消費者に、実際のものよりも著しく有利であると誤認されるおそれがある表示。

あたかも表示された料金以外の料金がかからないかのような、又は車検整備に要する料金が格安であるかのような次のような表示。

- ・車検整備の料金の一部を抽出してこれを特に強調し、又は「ALOO円」、「〇〇円ポッキリ」、「総額〇〇円」等と記載しながら、総額の表示がない又は明瞭に記載していない表示
- ・部品等の交換がある場合には、追加料金が発生する旨の記載がない又は明瞭に記載していない表示

【望ましい表示】…一般消費者に対する適正な情報提供の観点から望ましい表示。

- ・車検整備に要する料金のうち部品等の交換がある場合に必要となる部品代、技術料等を除いた料金の総額及びその内訳に加え、部品等の交換がある場合には、部品代、技術料等の追加料金が発生する旨及び主要な部品代、技術料等の額が明瞭に記載されている表示

(2) 作業内容に関する表示

ア. 短時間作業を強調する旨の表示

【誤認されるおそれのある表示】

- ・自動車の持ち込みから車検整備終了後の自動車の引き渡しまでの作業が、表示された時間内で終了しない場合があるにもかかわらず、どのような場合に当該時間内の作業が終了しないかなどについての記載をせず、当該時間を断定的に示すことにより、あたかもほぼ例外なく当該時間内で作業が終了するかのような表示(「スピード25分車検」、「受付から車検完了まで“わずか30分”」、「1日車検」)

【望ましい表示】

- ・整備事業者が自動車を預かってから消費者に引き渡しまでの作業をほとんどの場合で終了する時間、及びその時間内で作業ができる場合、又は、できない場合がそれなどのようないものであるかを明瞭に記載した表示

イ. 定期点検整備が含まれているかが明瞭でない表示

【誤認されるおそれのある表示】

- ・表示された料金で提供するサービスには定期点検整備作業が含まれていないにもかかわらず、その旨を明瞭に記載していないことにより、定期点検整備作業が含まれているかのような表示(「車検基本料」、「予備検査料」)

【望ましい表示】

- ・表示された料金で行う作業内容に定期点検整備が含まれているか否かなど、表示された料金で提供するサービスの内容を明瞭に記載する表示

ウ. 継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でない下回り洗車がセット料金に組み込まれている表示

【誤認されるおそれのある表示】

- ・下回り洗車の作業は、継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でないにもかかわらず、そのことを明瞭に記載せず、さらに同作業の料金を他の法定項目とセットにして示すこと等により、あたかも同作業も法定項目であるかのような表示

【望ましい表示】

- ・継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でないもの、(下回り洗車等)について、その旨が明瞭に記載されている表示（なお、継続検査の検査項目及び定期点検整備の法定項目でないものについては、一般消費者が任意に選択できる方法により提供することが望ましい。）

(3) 整備をする事業者に関する表示

【誤認されるおそれのある表示】

- ・車検整備の依頼を受けた事業者が自ら整備をしないにもかかわらず、委託先の他社が整備することを明瞭に記載せず、さらに、整備工場の写真を掲載すること等により、当該事業者が自ら整備作業をするかのような表示

【望ましい表示】

- ・整備事業者が自己所有の工場で整備しない場合に、その旨又は実際に整備作業をする事業者が明瞭に記載されている表示
- ・整備事業者（整備工場）が認証工場なのか、指定工場なのかが明瞭に記載されている表示

(4) その他の表示

このほか、公正取引委員会が収集した表示物には、「実際に支払う料金よりも高い価格を比較対照価格として併記した二重価格表示」、「他社の料金と自社の料金等を比較した表示」、「料金が地域ナンバーワンであることを強調した表示」、「料金の一部が0円であることを強調した表示」、「料金以外の事項に関するナンバーワン表示」、「表彰に関する表示」、「ISOに関する表示」等が見受けられた。これらの表示についても、事実に反するなど一般消費者に誤認される場合には、不当表示に該当するおそれがあります。

検査法人の検査機器点検のお知らせ

検査機器の点検を下記により実施致します。ご協力をよろしくお願いします。

実施日	実施コース
11／14（月）	4コース
11／15（火）	2コース

支部長会からの要望・質問事項について（回答）

自動車検査独立行政法人
関東検査部 山梨事務所

1. 工事等によるコース閉鎖について

検査コースの定期点検等、計画的に閉鎖する場合には事前にお知らせいたしますのでご協力方よろしくお願ひ致します。

なお、突発的な修繕等事前にお知らせできない場合には、検査コース入り口の掲示板等を確認のうえ入場して下さい。

2. 検査方法の変更について

排気ガス検査の方法は審査事務規定5-50-1（テスタ等による審査）①で自動車の種別により一酸化炭素及び炭化水素の値が定められています。

当検査場においても排気ガステスターに受検車両の排ガス規制に対応するよう選択ボタンがあり、検査の際に申請者に選択して頂いていたところです。

しかし、平成10年アイドリング規制(CO1.0% HC300ppm)以降の排気ガス検査を行う際、選択しなければならぬはずの選択をせず受検してしまう車両が多くみられることか

ら、今般、一酸化炭素及び炭化水素の判定の値を平成10年アイドリング規制としております。

以上のことから、平成10年アイドリング規制以前の車両の検査において不合格と判定された場合には必ず総合判定室へ書類を提出し、担当検査官に確認して頂くようお願いします。

なお、検査方法の変更がある場合は事前にお知らせ致しますので、ご協力方よろしくお願いします。